

仕様書

建設局土木管理部土木管理課

(担当 西寺、前田 電話 222-3568)

件 名	産業廃棄物（廃プラスチック類等）収集運搬業務
契 約 期 間	契約の日の翌日～令和8年9月30日
契 約 条 件	1 概 要 本件は、凍結防止剤散布作業の委託業者資材置場（京都市左京区花脊別所町）にある産業廃棄物（廃プラスチック類等）の収集運搬業務を委託するものである。 なお、搬入先における処分については、京都市が別途、処理業務委託契約を締結するため、本業務の受注者に費用負担は発生しない。 また、運搬日については、契約期間内で別途協議する。 2 搬入先 収集した廃棄物は次の処理施設へ搬入すること 京都府京都市西京区大枝沓掛町26-308 Tel.075-933-2523 株式会社美創 3 運搬予定数量 処分予定数量は凍結防止剤 25kg 入り袋の空袋が 200 袋、凍結防止剤 0.5t 入り袋の空袋が 74 袋（想定総重量：0.2t）。ただし、予定量であり、変動することがあり大幅な増減があっても本市は何ら補償しないものとする。 4 作業条件 （1）凍結防止剤散布作業の委託業者資材置場から搬入先までの収集運搬を1回とし、運搬回数に応じて精算を行うこととする。なお、収集運搬に係る、積込み及び搬入先での荷卸し作業は受注者が行うこと。 （2）空袋の回収に当たっては、あらかじめ回収の日時を調整すること 5 留意事項 （1）収集運搬するにあたっては、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令等を遵守し、受注者において適切に処理しなければならない。 （2）受注者は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「産業廃棄物収集運搬業」の許可（廃プラスチック類の許可）を受けていること。 （3）業務中に発生した事故負傷等については、京都市は一切の責任を負わない。 （4）受注者は、本業務時にごみ等が散乱した場合は、清掃のうえ撤去すること。 （5）他者の荷を積み合わせて同時運搬しないこと。 （6）本業務は他者に再委託しないこと。

	(7) 落札業者は、本委託契約書を交わす際、受注者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物収集運搬受注者記入欄」の項目について必ず記入し、受注者の許可証を添付すること。また、受注者の委託業務に積替保管を含む場合は、積替保管の項目（所在地、種類、保管上限等）を必ず記載すること。 (8) その他のことに関しては、京都市契約事務規則を遵守すること。 (9) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、疑義等を生じた場合においては、速やかに本市担当職員と協議すること。 6 支払条件 業務完了後、発注者は適切に業務が履行されていることを確認し、受注者の請求により速やかに委託料を支払う。
--	--

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

産業廃棄物 収集運搬 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。
 ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☒の記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (作業区分)	☐ 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
※ 受注者の委託業務に積替保管を含む場合	
受注者の積替・保管場所 の所在地	☐ 許可証のとおり
受注者の保管できる 産業廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
受注者が行う積替え のための保管上限	☐ 許可証のとおり

箇所図

